

Q&A

取引時確認 & 疑わしい取引 に対する手続きと留意点

ここでは、担当者のよくある誤解や理解が不十分な点を取り上げて、Q&A形式で解説します。

Q1~10 高星敏朗

Q11~15 木内清章 (産業能率大学講師)

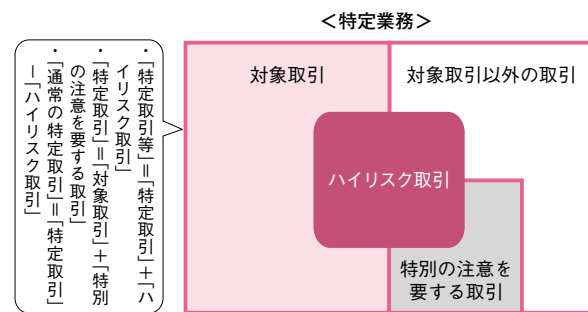
〈取引時確認の対象となる取引〉

Q1 取引時確認が必要な取引のうち特定取引とハイリスク取引はどんな取引？



A 犯罪収益移転防止法（以下、犯収法）では、特定取引とハイリスク取引（厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引）の際には、取引時確認等を行わなければならないと定められています。図表は特定取引とハイリスク取引の関係を示し

●特定取引とハイリスク取引の関係



※JAFIC「犯罪収益移転防止法の概要」をもとに作成

たものです。特定取引とは、対象取引と特別の注意を要する取引を足したものです。対象取引の主なものは次のとおりです。

- ①金融機関と顧客との間の継続的な取引関係の開始等：預貯金口座開設や定期積金口座の開設、貸金庫契約の締結、保護預りの契約の締結、融資取引契約の締結、電子記録債権取引契約の締結等
- ②大口現金取引等：200万円を超える現金・持参人払式小切手の受払い、200万円を超える本邦通貨と外国通貨の両替および旅行小切手の販売・買取り、現金による10万円を超える為替取引・自己宛小切手の振出等

特別の注意を要する取引は、⑦マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引と、④同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引とされています

（詳細はQ3で解説。）

なりすましが該当する

ハイリスク取引とは、次のような取引のことをいいます。

- ⑧継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係るお客様・代理人等になりすましている疑いがある者との取引
 - ⑨継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがあるお客様・代理人等との取引
 - ⑩犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域（現在はイラン・北朝鮮。以下、特定国等）に居住・所在するお客様等との間で行う特定取引等
 - ⑪外国PEPsとの間の特定取引
- なお、特定取引にハイリスク取引を足したものが特定取引等といわれます。

POINT □座開設等の対象取引と特別の注意を要する取引が特定取引に該当

〈取引時確認の対象となる取引〉

Q2 犯収法上の特定取引とCRSの特定取引は同じなの？



A 犯収法上の特定取引には、Q1で解説したとおり預貯金口座の開設や定期積金契約の締結のほか、貸金庫契約の締結、200万円超の現金・持参人払式小切手の受払いなどの取引が規定されています。これがCRSの特定取引と同じ取引かということではありません。

預貯金の契約締結が対象

CRSとは、OECD（経済協力開発機構）の租税委員会が世界的に行われている租税回避行為を防止・抑止するために構築した多国間自動的情報交換制度を運用するためのルール・枠組みのことです。この制度に参加した各国の税務当局が自国の金融機関が特定した非居住者口座の情報を交換するようにしています。CRSは「Common Reporting Standard」

「Common Reporting Standard」

〈取引時確認の方法〉

Q3 特別の注意を要する取引の場合にはどう取引時確認を行えばいいの？



A 特別の注意を要する取引には、①マネー・ロンダリングの疑いがあると認められる取引と、②同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引が該当します。

①とは、金融機関が取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い、またはお客様等が取引に関して犯罪行為を行っている疑いがあると認められる取引とされています。これらの取引は、疑わしい取引の届出を行うことを検討するような取引に該当するたため、取引時確認を行わなければなりません。

②とは、疑わしい取引に該当するとは直ちにいいないまでも取引の態様から典型的に疑わしい取引に該当する可能性のある取引です。その態様が金融機関の一般的な知識や経験、商慣習等に照らし

再度取引時確認を行う

特別の注意を要する取引は対象取引以外の取引やしきい値以下の取引、簡素な顧客管理を行う取引であったとしても、取引時確認を行わなければならないかもしれません。また、取引時確認済みのお客様であっても、再度取引時確認を行わなければならないかもしれません。

一方、取引時確認の対象でなかった取引がその後の調査によって特別の注意を要する取引であると判断されたとしても、事後に取引時確認を行う必要はありません。

POINT 簡素な顧客管理を行う取引に該当しても取引時確認を行う